

# 移動困難者対策、総合的な交通対策の充実を

**待機児解消・子育て**

新宿区の12月1日現在の待機児童数は、新定義で173人。旧定義では237人、内牛込地域は101人です。しかし実際に区に12月入所を申し込んでいる人数は470人おり、0歳児募集見込み0人に対し281人、1歳児募集見込み1人に対し99人と全く対応できない状況です。

区の具体的な対策は、専ら認証保育の誘致ですが12月1日現在の0歳児の空きは0人です。今後4年間で受入れ枠(下表)を1000人増やすとしていますが、約半分が認証保育です。

本格的な認可保育園の増設が急務です！しかし、区は全園子ども園化、運営主体の民営化、そして園の大規模化の推進等に力を入れ、子ども園の4、5歳児などは既に直接入所申込みで待機児の有無も分かりません。これで区は児童福祉法24条に基いた保育の責任を果たせるのでしょうか。

この状況下で区は区立戸山第三保育園の廃園にし、高齢者のための「地域安心カフェ」にするとしています。「戸山第三を残し、更に認可保育園の増設を」の声を上げましょう！



12月1日、一般質問→  
を行なう近藤なつ子区議



**◆移動困難者対策を**  
近藤区議は、2011年第4回定例議会で、「移動困難者対策と総合的な交通対策について」一般質問しました。  
区の施策として、日常生活の移動にも不便をしている高齢者等のために、せつかく道路運送法に基づき設置されている「新宿区地域公共交通会議」でWEバスのことだけでなく、「移動困難者」対策を協議すべきではないか、10年前の調査結果で良しとするのではなく、区民の移動の実情・移動困難者の実態を調査すべきではないか、と区長に問いました。  
区は、「公共交通会議で検討すべき項目について検討」するつもりでしたが、「区内の公共交通の状況は変化していないため：調査は考えてない」と回答。移動困難者の実態調査については回答さえありませんでした。

**◆総合的な交通対策を**  
区が現在策定を進めている「第9次交通安全計画」素案のパブコメは1件でしたが、交通対策は区民にとってもっと重視し、地域ごとの会議やワークショップなどを活用し区民参加で取り組むべきではとの質問に対し、改善する方向は残念ながら示されませんでした。  
遅れている自転車レーン整備について「条件のある国道・都道に設置の要望するだけでなく、地域住民の意見を聴く場を設けるよう要望を」との問いには要望することを約束し、区道については2路線をモデル選定し整備方針を策定すると回答しました。  
他にも、早稲田駅前交差点で実現し、交通事故を防ぐ有効な手段である「歩車分離式」への改善は計画にありませんでしたが、警察へ要望をしていくと答弁。



1986年に結成された「交通権学会」は、人が生活する上で必要不可欠な交通を権利として捉え、日本国憲法、第22条 居住・移転および職業選択の自由、第25条 生存権、第13条 幸福追求権など関連する人権を集合した新しい人権を「交通権」と定義。

## 第2次実行計画期間中（H24～H27年度）の受入れ枠増 計画事業（H23.10.5現在）案

(1) 私立認可保育園の整備支援 <241人>	・私立(仮称) 大久保第2子ども園 +25人	
・(仮称) 国立国際医療研究センター内保育園 137人	・私立(仮称) 西富久子ども園 +45人	
・二葉南元保育園 +49人	・私立(仮称) 東戸山子ども園	} 100人以上増やす
・新米保育園 +55人	・区立幼稚園の子ども園化	
(2) 認証保育所への支援<480人>120人×4年=480人	・区立認可保育園の子ども園化	} 100人以上増やす
(3) 保育園・幼稚園の子ども園へ一元化 <400人以上>	その他	
・区立柏木子ども園 +33人	・区立戸山第三保育園△100人	} 100人以上増やす
・区立(仮称) 落五・中井子ども園 +36人	・保育室つくし保育園 △20人	
・私立(仮称) 高田馬場4丁目子ども園 161人	合計 + 1001人以上	

子どもも高齢者も障害者も輝く新宿に  
日本共産党新宿区議会議員  
**近藤なつ子**  
こんにちは 近藤なつ子 です  
NO.126 2011.12.15 発行：日本共産党新宿区議団

区議団控室：Tel. 5273-3551、Fax3200-1474  
近藤：Tel. 090-4849-3227、Fax3200-5163  
e-mail : natsuko\_kon86@muf.biglobe.ne.jp  
ホームページは「近藤なつ子」と検索してください。  
印刷掲示責任者 戸山1-16-16-310 近藤奈津子



**くらし・法律相談**  
1月23日(月) 午後6時～の予定  
★お問合せは：←左記の連絡先まで  
※事前に必ずご予約ください。  
◇その他いつでもお気軽にご相談ください

近藤なつ子 事務所の